



義援物資で溢れる第二本庁舎1階フロア

第1章  
東日本大震災の被害概要

第2章  
震災直後の東京都の対応

第3章  
現地事務所の設置・活動

第4章  
人的支援

第5章  
被災地への物的支援・火葬協力

第6章  
被災者の受入支援

第7章  
多様な被災地支援

資料編

# 第5章

## 被災地への物的支援、火葬協力

第1節 物的支援

第2節 犠牲者の火葬協力

都は、発災後直ちに、被災地からの要請に応じて、食糧や医薬品等の不足している救援物資の搬送を実施するとともに、多くの都民からの義援物資及び義援金の取りまとめを行い被災地へ送付した。

また、被災地では、火葬場が被災するとともに、燃料不足及び停電等により火葬能力が低下し、火葬できない御遺体が日々増加し、対応に苦慮している状況であった。都では、現地事務所からの情報等を基に、緊急に支援が

必要と判断し、宮城県からの要請に応じて平成23年4月1日から瑞江葬儀場での火葬協力を開始した。同年4月15日からは、受入先に民営葬儀場も加え、同年5月31日までに860体の火葬協力を実施した。

本章では、発災直後からの救急物資の支援、都民からの義援物資・義援金及び犠牲者の火葬協力などの主な物的支援等の状況について紹介する。

## ○ 都が実施した物的支援の概況(平成27年2月現在)

### 1 被災地への救援物資の搬送(福祉保健局、水道局、港湾局、病院経営本部)

品名	数量
毛布	166,360枚
アルファ化米	259,000食
クラッカー	102,620食
飲料水	10,000本
肌着	19,100枚
応急水袋	800枚
ほ乳瓶	1,560本
調製粉乳	10,008缶
遺体収容袋	4,700袋
マスク	152,010枚
ハンドタオル	500枚
安全靴	200足
作業着	2,000枚
防水防寒コート	985枚
ベッドマットレス	250枚
医薬品・医療機器	—

### 2 救援物資(義援物資)

#### (1) 受付(福祉保健局)

救援物資(義援物資)を2か所(東京都庁、京浜トラックターミナル)で受付

受付件数 約35,500件

(平成23年3月27日16時をもって受付を一時中止)

#### (2) 搬出(福祉保健局)

##### ア 品目

赤ちゃん用品、高齢者用品(介護・幼児オムツ、お尻ふき、尿取りパッド、介護食など)、生活用品(コンタクトケア用、トイレトペーパー、マスク、歯ブラシなど)、飲料水、食品(水、米、レトルト食品、カップ

ラーメン、粉ミルクなど)、その他(肌着、タオル、靴、靴下、簡易トイレ、充電器、防災キット、乾電池、充電式ラジオなど)

#### イ 輸送体制

東京路線トラック協会と協定を締結し、被災地へ輸送

### 3 車両等の譲渡(東京消防庁、建設局、交通局、水道局及び下水道局)

東京消防庁	車両(化学消防ポンプ車等)13台、(可搬ポンプ積載車)3台、可搬ポンプ(7台)、資器材(チェンソー等)
建設局	車両 20台
交通局	車両(都営バス車両) 49台
水道局	車両 103台
下水道局	車両 37台

### 4 選挙支援物品の搬送(選挙管理委員会事務局)

投票箱(組立式、固定式)、投票記載台(2人用、3人用等)、投票用紙計数機、投票用紙交付機6台、点字器、記載台照明灯、分類トレイ、長机、文房具等

### 5 義援金(総務局・福祉保健局)

岩手県、宮城県及び福島県に同額配分

#### (1) 東北地方太平洋沖地震東京都義援金(都民等からの義援金)(福祉保健局)

受付期間：平成23年3月14日から同年9月30日まで

義援金額：873,945,504円

配分額：3県に、291,315,168円ずつ配分。

送金日：平成23年5月30日、7月14日及び10月27日

#### (2) 都職員からの義援金(総務局)

義援金額：約1億6,633万円(平成23年5月14日に配分)

## 第1節 物的支援

### 救援物資の支援(調達)

福祉保健局 総務部 企画計理課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

平成23年3月14日及び同月15日に全国知事会経由で被災地から物資を送って欲しいという依頼があった。15日夜には物資の窓口を福祉保健局とし、被災地に対し物資の支援を行うことを決定した。被災地からの物資依頼リストには、介護食、紙おむつ等の介護用品やトイレットペーパー、使い捨てカイロや割り箸、スチールトレイなど、福祉保健局が備蓄している物資にはないものが多く、早急に購入する必要があった。

##### (2) 経緯・取組

平成23年3月15日

午後8時過ぎに、物資の調達を担当することになった課長は、東京都生活協同組合連合会と「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」を結んでいる生活文化局に物資調達について問合せを行った。同時に、これまでの災害経験上、大手百貨店の外商部と交渉することが良いという話が内部で出たため、A百貨店の担当者に事情を説明すると、すぐに検討するとの返事があった。

同年3月16日

他の百貨店にも問い合わせを行ったが、前向きな回答は得られなかった。

また生活文化局からも、できる限り集めてもらうが生協の供給能力では物資は大量には確保できないという回答があった。

その一方で、A百貨店からは、午前中のうちに都の要請に基づいて物資確保のためのプロジェクトチームを立ち上げたとの連絡が入り、午後4時過ぎには依頼した物資を全て確保できる旨の連絡があった(原価に近い金額での提供)。そのため、速やかに庁内で購入を決定した。

同年3月18日

都民からの義援物資の受付を開始したため、物資の追加購入を一時見送ることとした。

#### 2 実績

調達物資一覧表

品目	単位	数量
飲料水(500、550ml)	本	990,120
飲料水(2l)	本	482,160
トイレットペーパー	個	840,000
使い捨てカイロ	個	750,560
おむつ(子供用)	枚	11,320
介護おむつ	枚	127,120
おむすび	個	1,404
介護食	個	50,000
使い捨て食器	個	130,600
割り箸	組	40,000
歯ブラシ	個	10,000
医療用マスク	枚	50,010
安全靴	足	200
作業服	枚	1,000
防寒着	枚	985
肌着、下着	枚	2,215
靴下	足	1,020
運動靴	足	1,000
サンタリーシューズ	枚	10,000

#### 3 事業実施に当たった課題

物資調達に関して、業界団体と事前に調整しておく必要があった。そのため、現在では、総務局において業界団体と協定を締結している。

#### 4 その他

担当者のコメント

災害時に多数の品目を大量に購入した経験は少なく、発注先や必要量の確保など、すべてが手さぐり状態だった。

三宅島の噴火災害の際に大手百貨店外商部の協力を得ていたという助言を受けて、大手百貨店数社に連絡。その結果、A百貨店がその翌日には、関西方

面の役員をトップ（西日本の方が物資確保が比較的容易だからという理由）にプロジェクトチームを立ち上げ、全面的に協力してくれることになった。購入については、「予算よりも被災地支援を第一に考える」という局幹部の指示を受け、迅速に決定することができた。

大規模災害時には、状況に応じた柔軟な対応が必要だが、過去の知恵や経験も貴重だと実感した。また、業界団体との日頃からの協力関係の必要性や、刻一刻と状況が変化する中での時期を逸することのない判断も重要だと感じた。

## 義援物資の受付・搬出

### 福祉保健局 指導監査部 指導調整課・指導第一課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

東京都地域防災計画を踏まえた局の災害対策活動マニュアルに基づき、事業を実施した。

##### (2) 経緯・取組

被災地の被害状況が報道等で次第に明らかになると、「被災地のために何かできないか」「被災地に物資を送りたいけれどどうすればよいか」という都民からの問い合わせが徐々に増え始めた。

さらに、全国知事会を通じて被災県からも支援要請があり、都ではこれまでに広く義援物資の募集を行った例はなかったが、募集を実施することとした。

- ・平成23年3月17日義援物資(救援物資)の受付をプレス発表
- ・同年3月18日から同月27日まで物資受付  
受付時間：午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日も受付）  
受付場所：個人→東京都庁第二本庁舎1階中央  
企業、団体、区市町村→京浜トラックターミナル「配送センター11号棟」（大田区平和島2丁目1番1号）
- ・同年3月から同年6月まで 被災地、都内避難所等に義援物資、購入物資、備蓄物資を搬送
- ・同年7月から平成25年3月まで 福祉物資輸送システム(後述)により宮城県内福祉施設等に物資を配送

#### 2 内容

- (1) 物資の受付について（平成23年3月18日から同月27日まで）

上記受付場所とともに、問い合わせ対応のためコールセンターを設置した。受付品目については以下のようなリストを作成し、その都度更新しながら対応した。

受付が始まると、「他人事ではない」と感じた多くの都民が都庁に訪れ、受付期間に寄せられた物資は、受付件数で35,190件、10トントラック換算で165台以上に達し、受付会場となった都庁第二本庁舎1階は都民から寄せられた物資で溢れかえった。



義援物資で溢れる第二本庁舎1階フロア

受付品目可否リスト一覧		
<p>◎衣料品（毛布含む）及び食料品（缶詰等日持ちするもの含む）については、現在受け付けておりません。 ◎原則として、各品目につきましては、新品未使用のもの及び消費（使用）期限付きの場合は3週間以上あるものに限らせていただきます。</p>		
分類	受入れ可能なもの	お断りしているもの
赤ちゃん用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱さまシート</li> <li>・紙おむつ（<u>新品未開封のもの</u>に限ります。） （新生児S、M、L、ビッグサイズ）</li> <li>・おしり拭き</li> <li>・ベビーローション</li> <li>・ベビーオイル</li> <li>・<u>哺乳瓶（洗浄剤含む。）</u></li> <li>・<u>離乳食</u></li> <li>・<u>粉ミルク</u></li> <li>・<u>ベビーシャンプー、リンス</u></li> <li>・<u>赤ちゃん用綿棒</u></li> <li>・<u>母乳パット</u></li> <li>・<u>だっこ（おんぶ）ひも</u></li> <li>・<u>カーゼ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ベビーベット</u></li> <li>・<u>ベビーバス</u></li> <li>・<u>おもちゃ</u></li> <li>・<u>赤ちゃん用下着</u></li> </ul>
高齢者用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大人用紙おむつ（<u>新品未開封のもの</u>に限ります。）</li> <li>・介護用ウェットシート</li> <li>・介護食用とろみ剤</li> <li>・<u>尿漏れパット</u></li> <li>・<u>入れ歯洗浄剤</u></li> <li>・<u>大人用「紙パンツ」（新品未開封のものに限ります。）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>布おむつ</u></li> <li>・<u>シリンジ</u></li> <li>・<u>医療機器の洗浄水</u></li> </ul>
生活用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンタクトのケア用品（洗浄液、コンタクトケース）</li> <li>・使い捨てカイロ</li> <li>・生理用品</li> <li>・紙コップ</li> <li>・サランラップ</li> <li>・<u>アルミホイル</u></li> <li>・<u>割り箸、スプーン、フォーク</u></li> <li>・<u>マスク</u></li> <li>・<u>歯ブラシ、歯磨き粉</u></li> <li>・<u>ティッシュペーパー、ウェットティッシュ</u></li> <li>・<u>トイレットペーパー</u></li> <li>・<u>スラスチックのコップ</u></li> <li>・<u>固形石鹸</u></li> <li>・<u>シャンプー、リンス</u></li> <li>・<u>ハンドジェル（消毒液）、ハンドソープ</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>コンタクトレンズ（使い捨て含む）</u></li> <li>・<u>メガネ</u></li> <li>・<u>ガムテープ</u></li> <li>・<u>ゴミ袋</u></li> <li>・<u>電池</u></li> <li>・<u>寝袋</u></li> <li>・<u>男性用・女性用カミソリ</u></li> <li>・<u>ラジオ</u></li> <li>・<u>洗濯用洗剤</u></li> <li>・<u>ライト、懐中電灯</u></li> <li>・<u>ろうそく</u></li> <li>・<u>傘</u></li> <li>・<u>ペットフード</u></li> <li>・<u>ポータブルトイレ</u></li> <li>・<u>マットレス、防水シート</u></li> <li>・<u>カーテン</u></li> </ul>
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水</li> <li>・お茶</li> <li>・<u>ジュース類</u></li> <li>・<u>コーヒー</u></li> <li>※<u>瓶詰めとなっているものは不可です。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炭酸水</li> <li>・<u>栄養ドリンク</u></li> <li>・<u>ティーパック全般</u></li> <li>・<u>酒類</u></li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>薬全般</u></li> <li>・<u>ばんそうこう、シツ</u></li> <li>・<u>消毒液</u></li> <li>・<u>うがいぐすり</u></li> <li>・<u>リップクリーム</u></li> <li>・<u>桌上コンロ、ガスボンベ</u></li> <li>・<u>木炭、マッチ</u></li> <li>・<u>発電機、ハロゲンヒーター</u></li> <li>・<u>車イス</u></li> <li>・<u>給水ボトル・本・ぬいぐるみ</u></li> <li>・<u>災害用ホイッスル・灯油缶</u></li> </ul>

(2) 物資の搬送について(福祉物資輸送システムの開始)

寄せられた義援物資等は、一般社団法人東京都トラック協会の協力により、岩手県、宮城県及び福島県の倉庫に配送を行った。

しかし各県においても、県倉庫の不足、不要不急物資の滞留などにより、物資を必要としている施設等へのきめ細かな配送が困難な状況となっていた。

平成23年4月に、一般社団法人東京路線トラック協会(当時。現在は一般社団法人全国物流ネットワー

ク協会)から、被災地への物資輸送への協力の申し出があり、被災各県に働きかけたところ、宮城県が検討をしてくれることとなった。

同年7月から県内施設のオーダーに基づいて直接施設に物資を搬送する「福祉物資輸送システム」の運用が開始された。

(3) その他

大量の物資を賞味・消費期限内に活用する必要性から、被災地だけでなく、都内福祉施設・都内避難者・

都内区市町村等に対しても、主として飲料水の提供を行った。

### 3 実績(下表のとおり)

### 4 事業実施に当たっての課題等

寄せられた物資の中には、品目が混在しているため仕分に労力を要するものや、中古の衣類や寝具、おもちゃや食料品等、募集品目以外の物資もあった。

このような物資受入時の問題とは別に、被災地においては、全国から物資が寄せられた結果、せっかくの厚意を活かしきれない状況も発生した。被災地では、必要とする物資が時間の経過とともに変化するため、必要な時に必要な物資を届けるといういわゆるマッチングの問題が大きな課題となっている。

平成24年7月31日に発表された国の中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされており、東京都地域防災計画においてもその旨盛り込まれている。

個人等からの小口・混載の物資は受け付けないことを基本とし、その旨を積極的に広報するとともに、電話等による問い合わせに適切に対応していく必要がある。

### 5 その他

担当者のコメント

#### (1) 救援物資の受付

平成23年3月16日に開かれた石原都知事(当時)の

記者会見の流れを受けて、都民から、被災地に送る支援物資を受け付けるという動きになった。

都民から物資を受け付ける場所は第二本庁舎の1階と考えていたが、救援物資の一時保管倉庫には苦慮し、庁内情報により京浜トラックターミナルに決定。翌17日午後3時過ぎプレス発表。18日午前9時からの受付となった。

物資を持ち込みたいという要望は止まらなかったが、被災県からの中止要請があり、最終日を27日の日曜日に設定し、窓口を閉めた。

救援物資の受付業務は、従来なかった貴重な経験であったが、行政が直接、都民からの善意を物資として受け付けることの難しさを感じた日々でもあった。

#### (2) 物資の搬送

物資搬送の担当に就いた時、都民等から寄せられた大量の物資が倉庫に積み上げられていたが、一つの段ボールに、介護用品から飲料水、コンタクト用品等様々な物資が寄せ集めで入っている事が多く、仕分けに多くの労力を費やすことになった。救援物資を募集する際は、細かな種別ごとに整理しながら受け付け、被災地のニーズに合った物資をスムーズに搬送する必要性を実感した。

救援物資搬送の際には、被災自治体との調整が思いのほか難航した。各避難所・福祉施設へ搬送する際は、種類ごとに大量に送るのではなく、各施設で必要なものの詰め合わせで送ることにより、各施設のニーズに応じた物資を搬送することができた。施設側からも非常に感謝され、都民の想いも被災地に送ることができ、本当に良い経験になった。

配送実績(被災地向け)

期 間	配送量 (10トントラック換算)	備 考
平成23年3月から同年6月まで	109台分	
平成23年7月から平成24年3月まで	103.7台分	福祉物資輸送システム
平成24年2月	5台分	宮城県へ飲料水配送
平成24年4月から平成25年3月まで	103.1台分	福祉物資輸送システム

## 義援金

### 福祉保健局 指導監査部 指導調整課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

東京都地域防災計画を踏まえた局の災害対策活動マニュアルにおいて、当部が義援金品対策部となっていることから事業実施した。

##### (2) 経緯・取組

上記計画及びマニュアルにおける義援金の記述は、都内で発災した場合を想定しているものであるが、それに準じるものとして、甚大な被害を受けた東北の被災3県(岩手・宮城・福島)に対する「東北地方太平洋沖地震東京都義援金」の募集を平成23年3月14日から同年9月30日まで行った。

#### 2 実績・成果

上記募集期間中に、8億7,394万5,504円(12,906件)という多額の義援金が集まった。東京都に寄せられた義援金は、岩手県・宮城県・福島県に対して等分に配分することとし、以下のように実施した。

・平成23年5月30日 第一次配分 各県に1億円ずつ

各県の東京都被災地支援事務所長から被災3県の副知事に目録を贈呈した。

・同年7月14日 第二次配分 各県に1億円ずつ  
吉川副知事(当時)から被災3県の副知事に目録を贈呈した。

・同年10月27日 最終配分 各県に9,131万5,168円ずつ

最終的な配分額は、1県あたり2億9,131万5,168円ずつの配分となった。

#### 3 事業実施に当たっての課題

義援金募集口座について

当初は1行のみの口座開設であったが、システムトラブルの影響もあり、他の2行にも口座を開設した。銀行が被災した場合や手数料免除の利便性も考慮して、対応方法を検討する必要がある。

## 都職員からの義援金

### 総務局 人事部 職員支援課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

過去、大規模災害が発生した際にも、職員から被災地に対し、義援金を贈呈してきた。今回発生した未曾有の災害に対しても、被災者の支援等のため、職員からの義援金を募集することとした。

【過去の義援金の事例】

- ・昭和61年 大島噴火
- ・平成7年 阪神淡路大震災
- ・平成12年 三宅島噴火
- ・平成19年 中越沖地震

##### (2) 経緯・取組

平成23年

3月11日 災害発生

3月20日 各局政策・総務担当部長会にて総務部長から協力を依頼

3月23日 各局等へ通知文送付(総務課宛て)、専用口座開設

5月26日 プレス(義援金の集計結果及び贈呈)

5月27日 岩手県副知事、宮城県副知事へ現地の被災地支援事務所長から目録贈呈

5月29日 福島県副知事に現地の被災地支援事務所長から目録贈呈

5月30日 各県に送金

## 2 目的・内容

### (1) 目的

東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害を受けた方々への支援等のため、職員から任意の義援金を募集する。

### (2) 内容

義援金の専用口座を開設し、職員(知事部局等、公営企業、教育庁(小中学校除く。)、警視庁、消防庁)、監理団体等へ協力を呼びかけ、義援金をとりまとめた。

## 3 実績・成果

### (1) 実績

1億6,633万5,680円(これまでの職員義援金の中で最大)

### (2) 成果

平成23年5月 現地の被災地支援事務所長より、各県へ目録を贈呈し、義援金を送金

(岩手県、宮城県及び福島県の3県に均等配分)

#### ア 岩手県

5,544万5,226円

#### イ 宮城県

5,544万5,226円



宮城県知事からの感謝状

## ウ 福島県

5,544万5,228円



福島県知事からの感謝状

## 4 その他

### 担当者のコメント

- 職員からの義援金の申し出だけでなく、職員団体、監理団体等の協力もあり、東京都庁全体で被災地支援を行えたと感じた。さらに、専用口座の管理に当たり、東京都指定金融機関であるみずほ銀行にも協力いただいた。
- 未曾有の災害ということもあって、集まった義援金は過去の災害事例と比較して、最大となった。また、高額義援金を寄付した職員もおり、担当としても感謝の気持ちでいっぱいになった。
- 職員の義援金募集について素早い決定ができたため、スピーディーな対応ができたと感じた。
- 振込口座番号の間違いや期限後の振込等の細かいトラブルはあったが、平成19年に発生した中越沖地震の際に義援金を担当した職員から、当時のやり方や課題等を教えてもらうことができたため、とても役に立った。
- 想定外のような業務が発生する中で、本件への対応も含めて、災害時に人事部が担うべき業務分担にとらわれず、局内で連携して対応できたことで、チームワークの良さを改めて実感できた。

## 車両の譲渡①

建設局 総務部 用度課・総務課、道路管理部 保全課

### 1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災の被災自治体においては、復旧・復興活動に要する公用車が絶対的に不足していた。このため、建設局では、廃車予定であった庁有車を被災自治体に譲渡し、有効活用していただくこととした。

譲渡に当たっては、総務局を通じてニーズの確認を行い、必要な手続きを整理した。

### 2 内容

#### (1) 車両譲渡の内容

##### ア 対象車両

廃車予定であった道路巡回車及び緊急自動車(普通貨物自動車3台及び特種用途自動車4台)

#### イ 譲渡先

宮古市(1台)、大船渡市(1台)、釜石市(1台)及び宮城県(4台)

その他、都の現地事務所において使用する車両について、総務局に所属換えを行った。

岩手県事務所(1台)、宮城県事務所(2台)及び福島県事務所(1台)

#### (2) 具体的手続きの流れ

平成23年

3月30日

局内協議

4月下旬まで

総務局と協議

5月6日から10日まで

車両の所属換え手続き

5月6日から30日まで

各建設事務所から本庁駐車場へ車両の移動

### 道路巡回車の参考写真



車両側面



標識表示機

### 緊急自動車の参考写真



車両前面



車両側面

5月26日から6月8日まで 「災害派遣等従事車両証明書」を発行

5月26日 福島県事務所へ車両を輸送(1台)

5月30日 宮城県事務所へ車両を輸送(2台)

5月31日 宮城県と物品譲渡契約を締結  
大船渡市(1台)、釜石市(1台)、宮城県(2台)へ車両を輸送

6月3日 宮城県へ車両を輸送(2台)

6月10日 宮古市(1台)、岩手県事務所(1台)へ車両を輸送

6月15日 宮古市、大船渡市及び釜石市と物品譲渡契約を締結

(3) 譲渡にあたり考慮した点

ア 車両上部に搭載している赤色灯と標識表示機は、取り外すと車体に穴等を開けることになり、車体が脆くなるため取り付けのまま譲渡した。

イ 車両側面の「東京都建設局」の標記は消さずに譲渡した。

2 実績

(1) 被災自治体への譲渡 7台

譲渡先	譲渡車両
宮古市	普通貨物 1台
大船渡市	特種用途 1台
釜石市	特種用途 1台
宮城県	普通貨物 4台

(2) 東京都現地事務所への所属換え 4台

配置先	配置車両
岩手県事務所	普通貨物 1台
宮城県事務所	特種用途 2台
福島県事務所	特種用途 1台

## 車両の譲渡②

### 交通局 自動車部 車両課

#### 1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災により東北地方のバス事業者が被災し、多数のバス車両が使用不能となった。復興支援のため、平成23年度に廃車する車両を被災したバス事業者に譲渡することとした。

(2) 経緯・取組

日本バス協会(東京バス協会)を通じて、被災地へバス譲渡の依頼があり、49両を無償譲渡した。

平成23年6月22日から平成24年1月28日まで 宮城交通(株)へ30両

平成23年6月22日から平成24年2月4日まで 岩手県交通(株)へ19両

#### 2 内容

宮城交通(株)、岩手県交通(株)へ都バス車両を無償譲渡した。

大型ディーゼルらくらくステップバス・ノンステップバス(平成11年式)

中型ディーゼルらくらくステップバス(平成11年式)



平成23年6月11日都庁前での出発式



大型ディーゼルらくらくステップバス

### 3 実績・成果

#### (1) 譲渡後の車両の状況



ヘッドマークを交換した岩手県交通(株)のバス



赤と白に再塗装された宮城県(株)のバス

#### (2) 被災地を走る都営バス



気仙沼市内を走る都営バス

### 4 その他

#### 担当者のコメント

車両更新に伴い廃車車両を無償譲渡したが、当初の廃車予定日より早い時期に譲渡する必要があるため、営業所の車両数が一時的に減車してしまうため車両の選定に苦労した。

通常であればスクラップとして解体をされてしまう車両が、新たに活躍できる場所を得ることができ嬉しかったことが記憶に残っている。

## 車両の譲渡③

水道局 総務部 総務課  
下水道局 総務部 総務課

### 1 事業実施の経緯・背景

#### (1) 背景・きっかけ

被災自治体では、公用車の流失や破損や復旧・復興活動により公用車が不足する状態が続いていたため、「東京緊急対策2011」での都営バス等の無償譲渡を参考に、水道局及び下水道局においても車両譲渡の検討を行い、買換えにより下取りに出す予定であった車両を譲渡することとした。

譲渡方法等については、総務局と調整し被災自治体への公用車の無償譲渡を実施した。

#### (2) 経緯・取組

平成23年

6月 総務局に譲渡可能車両一覧案を提出

6月から7月まで 総務局にて被災自治体の車両

ニーズの調査

10月から12月まで 被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

平成24年

5月 総務局に譲渡可能車両一覧案を提出

6月 総務局にて被災自治体の車両ニーズの調査

8月から11月まで 被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

平成25年

9月 総務局に譲渡可能車両一覧案を提出

9月から12月まで 総務局にて被災自治体の車両ニーズの調査

平成26年

1月から3月まで 被災自治体と車両譲渡契約締結及び被災自治体への車両譲渡

## 2 実績

### (1) 水道局(写真1)

- ・平成23年度  
岩手県、宮城県及び福島県内19の自治体に34両を無償譲渡
- ・平成24年度  
岩手県、宮城県及び福島県内27の自治体に55両を無償譲渡
- ・平成25年度  
宮城県及び福島県内8の自治体に14両を無償譲渡

### (2) 下水道局(写真2)

- ・平成23年度  
岩手県、宮城県及び福島県内の9つの自治体に車両21両を無償譲渡
- ・平成24年度  
岩手県、宮城県及び福島県内の9つの自治体に車両12両を無償譲渡
- ・平成25年度  
宮城県気仙沼市、同県名取市及び福島県に車両4両を無償譲渡

写真1 〈譲渡車両の例〉



写真2 〈譲渡車両の例〉



## 車両の譲渡④

### 東京消防庁 総務部 総務課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

東日本大震災による津波の影響により被災3県の沿岸部を管轄する消防本部の施設・設備は、甚大な被害を受けた。

このような中、被災地の消防力を維持させるため、流失した消防車両の代替車両の確保が急務となっていたことから、全国消防長会が調整窓口となり、必要な車両の無償譲渡を行うこととなった。

##### (2) 経緯・取組

総務省消防庁災害対策本部から平成23年3月30日に「被災地への消防車両の無償譲渡について」文書による依頼を受け、東京消防庁における平成22年度廃棄予定車両の廃棄処理を一時停止した。

同年4月4日には、全国消防長会から「被災地消防本部への譲渡可能な消防車両等の調査について」文書による依頼を受け、東京消防庁は28台を譲渡可能車両として報告した。

全国消防長会が被災地のニーズとマッチングした結果、消防車両の譲渡について(同年4月15日全消発第131号全国消防長会会長依頼)により、13台の消防車両を無償譲渡することとした。

全国消防長会が委託した業者により必要な整備を行い、同年6月3日から東京消防庁のほか、さいたま市消防局、千葉市消防局、横浜市消防局、川崎市消防局、栗原市消防本部(宮城県)から合計28台の消防車両が被災地消防本部へ無償譲渡された。

#### 2 内容

##### (1) 廃棄処理の停止

被災地への消防車両等の無償譲渡について(平成

23年3月30日消防庁災害対策本部依頼)に基づき、東京消防庁が平成22年度に廃棄予定である34台の消防車両について廃棄処理を一時停止した。

##### (2) 譲渡可能な消防車両の調査

被災地消防本部への譲渡可能な消防車両等の調査について(平成23年4月4日全国消防長会事務総長依頼)に基づき、必要な調査を行い、平成22年中の更新により使用されていない大型化学消防車(1台)、化学消防車(5台)、水槽付きポンプ車(3台)、救急車(1台)、救助車(4台)、査察広報車(4台)、指揮隊車(8台)、指揮統制車(1台)、工作車(1台)の合計28台の消防車両を譲渡可能として報告した。

##### (3) 消防車両の無償譲渡

全国消防長会が窓口となり被災地消防本部に必要な消防車両と譲渡可能な消防車両とのマッチングを行い、東京消防庁の車両については、消防車両等の無償譲渡について(平成23年4月15日全国消防長会会長依頼)に基づき、13台を無償譲渡した。



譲渡消防車両(フロントガラスにメッセージ)  
(全国消防長会提供)

### 3 実績・成果

#### (1) 実績

##### 譲渡先消防本部及び譲渡車両

	譲 渡 先 消 防 本 部	譲 渡 車 両
岩手県	宮古地区広域消防組合本部	査察広報車3台
	釜石大槌地区行政事務組合消防本部	化学車2台 査察広報車2台
	陸前高田市消防本部	査察広報車1台
宮城県	石巻地区広域行政事務組合消防本部	査察広報車1台 指揮隊車1台
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	指揮隊車2台
	亘理地区消防本部行政事務組合	指揮隊車1台
	合 計	消防車両13台



譲渡した化学車(左)と査察広報車(右)

#### (2) 成果

津波被災地であっても、火災等の災害対応及び警戒活動は継続する必要がある、それらの活動には消防車両は必要不可欠であった。

本事業は、全国の消防本部が一致団結して、即戦力となる消防車両を無償で譲渡する取組であり、被災地の消防力の維持に大きな成果を遂げている。

## 第2節 犠牲者の火葬協力

### 犠牲者の火葬協力①

福祉保健局 健康安全部 環境保健衛生課

#### 1 事業実施の経緯・背景

##### (1) 背景・きっかけ

震災発生から数日後の被災地では、火葬場の被災や燃料不足、停電等により火葬能力が低下していた。火葬できない遺体が日々増加し、各自治体は対応に苦慮していた。

また、がれきの撤去作業や海上での捜索活動が本格的に進んだことにより、一日当たりに収容される遺体数は1,000体にもものぼる可能性があり、最も死者数が多い宮城県は県内の火葬場だけで十分に対応できる状況ではなかった。

全国から集まったドライアイスを使いながら遺体の腐食を防いでいたが、遺族への配慮や公衆衛生の観点から、一刻も早く遺体を吊う必要があった。

一方、厚生労働省は、平成23年3月23日に岩手県・宮城県・福島県の衛生主管部局長あてに、遺体の火葬・埋葬にあたり自衛隊への要請はせず、民間の運輸・輸送業者や建設業者に依頼する旨の通知を发出した。当該文書には、社団法人全日本トラック協会（平成24年4月から公益社団法人）などに遺体搬送の協力依頼をしている旨、依頼文の写しが添付されていたものの、大型車両を遺体搬送用として提供する民間業者はほとんど存在せず、被災県が多数の遺体を搬送する手段がなくなってしまった。

このような中、平成23年3月31日には宮城県から東京都に対し火葬協力の依頼文書が送付され、その後、同年4月5日に都知事が宮城県の被災地を視察した際に、宮城県知事から直接、火葬支援の要請を受けた。要請書には、搬送手段も都で確保するよう明記されており、搬送も含めて火葬支援体制を拡充することとなった。

##### (2) 経緯・取組

宮城県知事からの火葬支援の要請を受けて、健康安全部では建設局や火葬場と連携し、遺体搬送を行うとともに、公営火葬場及び民営火葬場の協力を得ながら被災自治体の火葬支援を行った。

平成23年

3月12日 国が近隣県からの火葬応援要請に協力するための火葬体制確保の通知を发出

3月14日 全国知事会からの火葬協力の要請(対応可能である旨回答)  
3月22日 都内の各火葬場の受入可能数の調査実施  
4月1日 都瑞江葬儀所で被災自治体が搬送した遺体の受入火葬開始  
4月5日 宮城県知事からの火葬支援要望書受理  
4月9日 火葬支援調整のため職員を宮城県へ派遣  
4月15日 四ツ木斎場で火葬開始  
4月27日 臨海斎場で火葬開始  
5月31日 火葬応援終了  
6月6日 焼骨返送終了

#### 2 目的・内容

##### (1) 目的

公衆衛生を考慮し、遺族及び都民の感情へ配慮しながら、被災自治体の支援要望に応えるため、搬送手段の確保も含めて包括的に火葬協力を行う。

##### (2) 内容

###### ア 受入準備

健康安全部では、震災が発生した数日後から、都内の各火葬場に対して、施設・設備の被害状況と火葬実施に当たっての支障の有無、運営人員の確保、火葬受入要請があった場合の対応可否、受入れ可能数等について調査を行った。

平成23年4月8日から2日間、健康安全部の職員2名が宮城県へ向かい、宮城県(食と暮らしの安全推進課)及び宮城県警と遺体搬送も含めた広域火葬について打ち合わせを実施した。加えて、宮城県石巻市内の遺体安置所の視察を行った。

###### イ 搬送手段の確保

自治体が実施する広域火葬については、火葬を依頼する自治体側が、搬送手段を確保して火葬の協力を得ることになっているが、今回の火葬支援では、宮城県からの要請にもあるように、都が搬送手段も含めて支援を行った。

これまでに、数多くの遺体を長距離搬送した例は

なく、長距離搬送のために、さまざまな企業や団体と交渉を行ったが、搬送手段を確保することはできなかった。最終的には、建設局が購入したトラック3台を使用するとともに、福祉保健局も大型トラック1台を購入して、長距離搬送の支援体制を整えた。

都内火葬場では、通常火葬の時間外においても隣接する斎場で葬儀などが行われており、そのような場合には、火葬場へトラックにて直接遺体を搬送することは避けた。そのため、都内に遺体の載せ替え場所を確保し、トラックから霊柩自動車に一体ずつ載せ替えて火葬場に搬送した。

なお、トラックの運転は都内や宮城県の運送会社に依頼し、都内における一体ごとの遺体搬送は社団法人霊柩自動車協会(平成24年4月から一般社団法人)に依頼して行った。

### ウ 火葬

平成23年4月1日から都瑞江葬儀所で火葬支援が始まり、同年4月15日からは民営火葬場も加わった。都内では、同年5月31日までに860体の火葬が行われた。

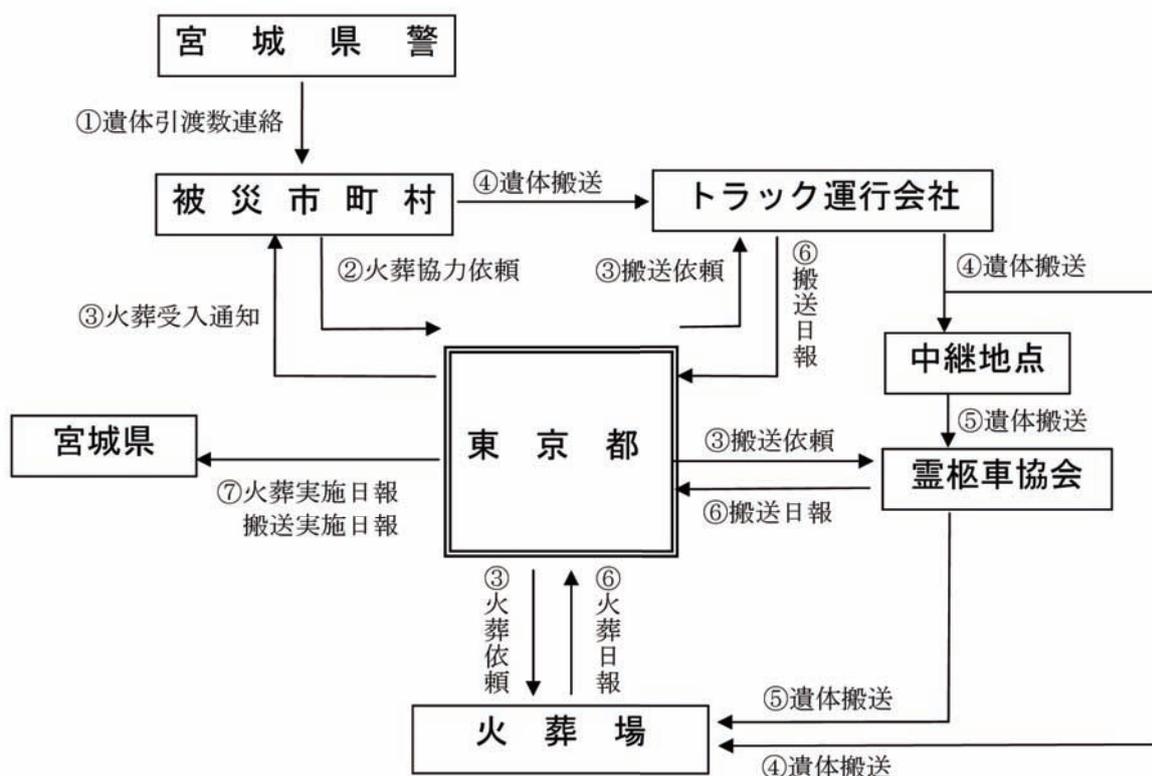
限られた時間内に多数の遺体の火葬、収骨を行うため親族の立ち会いは遠慮いただき、地元自治体職員立会いの下火葬を実施した。

### 3 実績・成果

宮城県から都内への遺体搬送を実施し、平成23年4月1日から5月31日にかけて860体の火葬支援を行った。

(1) 火葬協力のフロー図(図1)

図1 火葬協力のフロー図



## (2) 遺体搬送の様子

トラックで長距離搬送を行い、各火葬場へ遺体を搬送する際には、中継地点を設けて霊柩車へ載せ替えて搬送を行った。



トラックから霊柩車への載せ替え1



トラックから霊柩車への載せ替え2

## 4 事業実施に当たっての課題等

広域火葬において被災自治体と支援自治体間が遠方の場合には、公衆衛生の観点などからも、一度に多数の遺体を搬送できる手段・体制を早急に確立する必要がある。

また、平常時と同様に一般火葬が行われている火葬場において火葬支援を行う場合には、一般火葬者へ対する配慮をしながら火葬支援を行う必要がある。

## 5 その他

担当者のコメント

・震災直後に、都内火葬場に対し被災状況や被災地からの火葬受入れの可否を調査したり、関係団体から被災地における棺やドライアイス等の供給状況の情報収集を行ったりした。

また、実際の火葬受入に際しては、遺体の搬送を担当する事業者や火葬場との調整が重要であり、これらの調査や調整を円滑に行うことができたのは、民営火葬場や関係団体との協定の締結のみならず、毎年の通信訓練により都担当者及各施設の担当者等との連絡体制が確保できていたためである。

震災に対する計画等の策定だけでなく、普段からの訓練や情報交換がいかに重要であるかを震災を通して実感した。

・震災による犠牲者の火葬に協力いただいた民営火葬場や公営火葬場への感謝はもちろんのこと、その他の都内火葬場の皆様にも大変感謝している。火葬協力を行うことで受入れできなくなった一般都民の火葬は、他の火葬場に引き受けていただいた。つまり、都内の火葬場による直接・間接の協力により、全体として被災地支援ができたものと考えている。

## 犠牲者の火葬協力②(東京都瑞江葬儀所)

建設局 公園緑地部 公園課

### 1 事業実施の経緯・背景

#### (1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日の震災発災後、被災地の被害状況により、火葬協力が必要になるとの判断から、震災犠牲者の火葬協力について直ちに検討を開始した。同月15日には、全国知事会から協力要請があり、これを受けて建設局として東京都瑞江葬儀所(以下、瑞江葬儀所という。)で震災犠牲者のご遺体を受入れが可能であることを、宮城県、岩手県、福島県に対して発信した。その結果、宮城県から具体的な要請があり、火葬協力を行った。

#### (2) 経緯・取組

平成23年

- 3月14日 全国知事会からの応援要請(火葬協力)
- 3月15日 全国知事会に対し火葬協力が可能である旨回答
- 3月25日 瑞江葬儀所における震災犠牲者の火葬受入について指定管理者(公財)東京都公園協会、民間葬儀社へ協力要請
- 3月25日 震災犠牲者の瑞江葬儀所での火葬受入についてプレス発表
  - ・火葬受入期間 平成23年3月29日から同年4月4日まで  
(期間中一般の火葬受入中止)
  - ・受入可能体数 1日当たり80体 計500体
- 4月1日から同月3日まで 火葬89体(宮城県名取市)
- 4月4日 火葬11体(宮城県多賀城市、七ヶ浜町)
- 4月4日 瑞江葬儀所での火葬期間延長と搬入手段の確保について都の宮城県事務所へ連絡
  - ・火葬延長期間 平成23年4月7日まで
  - ・搬送手段 建設局で中古トラック3台を購入して、ご遺体を瑞江葬儀所まで搬送
- 4月5日 村井宮城県知事と石原知事(当時)が会談 村井知事から火葬支援の要請があった。

4月5日から同月7日まで 火葬27体(宮城県名取市)

4月7日 火葬協力の拡大についてプレス発表  
[建設局・福祉保健局]

- ・瑞江葬儀所で行っていた火葬協力を臨海斎場(一部事務組合)、民間火葬場に拡大

- ・火葬受入期間 平成23年4月11日から
- ・受入可能体数 1日当たり最大120体

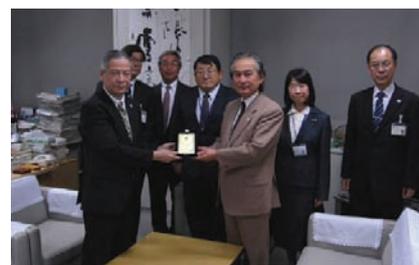
4月9日 一般都民の受付・火葬を再開

4月14日 火葬34体[瑞江葬儀所](宮城県名取市)

4月30日から5月2日まで 火葬4体[瑞江葬儀所](宮城県石巻市、利府町)

5月13日 ご遺体の搬送に使用したトラックを宮城県に寄贈

11月16日 佐々木名取市長が都庁に訪れ、村尾東京都技監(当時)が火葬協力についての感謝状を受けた。



佐々木名取市長から感謝状を受け取る村尾東京都技監

### 2 内容

瑞江葬儀所では、ご遺体を受け入れ、一人でも多くの方を荼毘に付すことを考え、ご遺体の一時安置所(プレハブ4基)を急遽設置し、被災地との連絡方法や瑞江葬儀所での態勢を決めた。

手順としては、ご遺体到着後の書類確認、炉におさめるまで書類と花を添えたひつぎを一緒に搬送すること、火葬後の収骨と識別の方法、東北の故郷に帰るまでのご遺体の安置方法などを地元警察と具体的に決めた。

地元区や地元町会など関係者に周知の上、一般都民の火葬は一時中止し、犠牲者の心情に配慮して、

瑞江葬儀所内には関係者以外立入禁止とした。

犠牲者への弔意を伝えたいと願う方々の気持ちに応えるため、葬儀所の正門に「東北地方・太平洋沖地震犠牲者火葬場」の看板と献花台を設置した。また、遺族の控室としたロビーには、犠牲者を悼み祭壇を設けた。



ご遺体の一時安置所



ロビーに設けた祭壇



正門に設けた献花台

### 3 実績・成果

#### (1) 実績

瑞江葬儀所では、平成23年4月1日から同年5月2日までに165体の火葬協力を行い、遺族または地元市町にご遺骨をお返しすることができた。

#### (2) 成果

都自身も経験したことが無かった広域火葬を実践することができた。

### 4 事業実施に当たっての課題等

#### (1) 課題

通常時は、使用する火葬炉を日々ローテーションすることで炉への負荷を軽減している。その為、長期に渡ってフル稼働で火葬を行った場合の、炉にか

かる負荷への対策が必要となる。

また、瑞江葬儀所が被災した場合も想定し、都内全体の火葬場が広域火葬を速やかに実施する必要がある。

#### (2) 今後の展望

広域火葬の実施は終了している。なお、都内に在住する避難者が亡くなられた場合には、火葬料を免除している。

## 5 その他

#### (1) 予測不可能な遺体への対策

納炉・火葬・収骨作業は、遺体の状態(腐敗の進行による激しい臭い、体液が流れ出る可能性、棺に納められていない遺体など)によって作業手順が大きな影響を受けるが震災犠牲者の遺体がどのような状態で搬入されるかについては、まったく情報がかめなかった。

#### (2) 困難であった火葬職員の体制作り

通常火葬とはまったく異なる遺体の状態、経験したことのない作業手順、火葬件数の大幅な増加、様々な応援要員との共同作業など厳しい条件がある一方で、火葬業務においては、ミスは絶対に許されない。犠牲者のご遺体の受入れを前にして、現場職員の不安は大きかった。このため、職場ミーティングや、主要メンバーによる対策会議により特別な作業手順を用意し、具体的な作業手順と受入体制を固めていった。

#### (3) 受入れマニュアル・詳細なシミュレーション

受入れにあたっては、通常葬儀社が行うような、受入れ時の手配や手順を飛ばして、大量の遺体を間違いなく火葬し、収骨及び引渡しを行わなければならない状況があった。具体的には、身元不明な遺体と火葬受入れリスト・特例火葬許可証等との確実な照合、特例的な火葬に伴う火葬証明等の迅速な発行、遺体搬入場所から火葬炉までの遺体の円滑な移動、「1時間帯10炉使用×1日8回転」による火葬炉の運転、火葬炉トラブルに備えた炉メーカーの技術者の待機、多数の遺体の取り違い防止のための火葬許可証の炉への掲示、識別番号等を記入したラベルの骨壺・桐箱への貼付などである。これらの作業を滞りなく行うため、所内で事前に検討した作業手順に従い、詳細なシミュレーションを繰り返した。

#### (4) 遺族への配慮

火葬を知った遺族が来所されることを考え、ロ

ビーに祭壇を用意し、随所に花を飾った。また、遺族の希望に応じ、棺が火葬炉へ運ばれていく傍で見送りをしていただけるようにし、職員が遺族から花束や副葬品をお預かりし、棺とともに炉に納めるという配慮も行った。収骨後にはロビーの祭壇に骨壺をお供えし、対面して焼香・献花していただき、遺族から、「丁寧な対応をしていただいた。」と涙ながらに感謝の言葉をいただいた。

(5) 都民の弔意の受け止め

都内で初めて震災犠牲者を一斉に受け入れて火葬することになったため、多くの都民から弔意が寄せられることが想定された。このため、献花台を設け都民の弔意を受けとめることとした。献花は最も多い日で476件にのぼり、総数で2,226件に達した。